

お知らせ
児童扶養手当の支給要件が一部改正されます

12月1日から児童扶養手当と公的年金等の併給制限が見直され、児童扶養手当よりも低額の公的年金等を受給する場合には、公的年金等との差額分の児童扶養手当を受給できることになります。

詳しくは、町民課又は高知県児童家庭課までお問い合わせください。

■問い合わせ
町民課

☎893-1117

高知県児童家庭課

☎823-9654

お知らせ
国民年金だより

納めた国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。

過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様など)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

このため、平成26年1月1日から平成26年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。(平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

■問い合わせ

高知西年金事務所

☎875-1717

お知らせ
オレンジリボンキャンペーン
たすきリレーのお知らせ

オレンジリボンキャンペーンは、児童虐待防止推進月間である11月に、シンボルマークのオレンジリボンを広く県民の皆さんに浸透させ、家庭や学校、地域など社会全体の児童虐待問題に対する理解と関心を得ることを目的として実施するものです。

今年度は、11月9日(日)に、県内東西2つのコースに分かれて、たすきリレーを開催します。オレンジリボンに込められた「子ども虐待のない社会の実現」への思いを胸に、ランナーが、たすきをつないで走ります。

いの町の中継ポイントは「仁淀川大橋 西側堤防」、 「いの駅」の2か所となっております。ランナーの皆さんが、11時〜12時ごろ、オレンジ色のたすきを胸に国道33号沿いを走ります。多くの皆さんに沿道でのランナーへのご声援をお願いします。

■問い合わせ

児童家庭支援センターひだまり

☎0889-200203

お知らせ
ご存じですか！パート
タイム労働法 Q&A

Q、平成27年4月1日から、改正パートタイム労働法が施行されますが、パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の事業主義務とはどのようなことですか？

A1、事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備しなければなりません。そのため、相談担当者を決めて対応させる、又は事業主自身が相談担当者となり対応しなければなりません。

A2、相談窓口の周知

パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならぬ事項に「相談窓口」が追加されます。今まで義務となっていた、昇給の有無・賞与の有無・退職手当の有無の明示に加え相談窓口(相談担当者の氏名、相談担当者の役職、相談担当部署など)の明示をしなければなりません。

※そのほか、改正パートタイム労働法についてのお問い合わせは高知労働局雇用均等室

◆ 人権擁護委員無料相談のご案内 ◆

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	11月19日(水)	13:30~16:30	あったかふれあいセンター(すこやかセンター伊野内)
本川	11月20日(木)	13:00~16:00	本川保健福祉センター

◆ 法務局相談窓口・問い合わせ ◆

(祝休日を除く月~金曜日 受付 8:30~17:00)

高知地方法務局人権擁護課 ☎822-3503

◆ 人権擁護委員の連絡先 ◆

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	☎892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	☎893-5452
藤木 栄子	〃 天王南9丁目12-2	☎891-6684
伊藤 義孝	〃 枝川5	☎892-2408
高瀬 科子	〃 波川610-3	☎892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	☎867-3224
山本 周児	〃 戸中81-5	☎873-5422